

公開請求の内容及び処理状況

| 請求日 | 決定日 | 公文書の件名 | 決定内容 | 非公開事由 (7条該当号) | 担当局 | 担当 |
|--------------------|--------------------|--|------|------------------|-----|----------------------|
| 令和5年 11月8日 | 令和5年 11月21 日 | 国民健康保険法の第4条の市町村の責務、第127条を使わない根拠がわかるもの（国保第6条の国保からの除外について）（東成区役所所管分） | 不存在 | 号 | 東成区 | 窓口サービス課 （保険年金・管理） |
| 令和5年 11月10 日 | 令和5年 11月22 日 | 市民の声や情報公開で根拠も示せないで、説明にもならない事（つくり話）を公務としているのはなぜかわかる文書（東成区役所所管分） | 不存在 | 号 | 東成区 | 総務課 |
| 令和5年 11月17 日 | 令和5年 12月1日 | 区役所の人権相談において、メモしない記録しない、データーをとらない、問題としない、人権問題に対して解決に向けて取り組まないのかわかるもの（東成区役所所管分） | 不存在 | 号 | 東成区 | 市民協働課 |
| 令和5年 11月20 日 | 令和5年 11月30 日 | 日程調整も出来ていないのに、連絡したと大阪市で判断して、連絡がついたと出来る根拠がわかるもの（東成区役所所管分） | 不存在 | 号 | 東成区 | 保健福祉課 （生活支援） |
| 令和5年 11月20 日 | 令和5年 11月30 日 | 大阪市の保護行政で自宅訪問の日程確認を行うのに電話連絡で連絡とれる人にも手紙で送り返信が無くても、電話連絡もしないで、自分達都合で自宅訪問する、時間と金を無駄使いするやり方なのかわかる文書（東成区役所所管分） | 不存在 | 号 | 東成区 | 保健福祉課 （生活支援） |
| 令和5年 11月20 日 | 令和5年 11月30 日 | 同じ福祉事務所の前任のケースワーカーと、現任のケースワーカーとの間で引き継いでいる、引き継いでいないの水かけろんそうになるのかわかるもの（東成区役所所管分） | 不存在 | 号 | 東成区 | 保健福祉課 （生活支援） |
| 令和5年 11月22 日 | 令和5年 11月30 日 | 大阪市職員が働く庁舎が暴力団ぼい人（おどしてくる人）や酒のみ場になっているのかわかるもの（東成区役所所管分） | 不存在 | 号 | 東成区 | 総務課 |